

○木津川市審議会等の委員の公募に関する規程

平成23年3月31日訓令第4号

木津川市審議会等の委員の公募に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、木津川市審議会等の設置及び運営等に関し、所管課等がこれを実施するための公募の基準、方法その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 審議会等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により法律又は条例により設置する附属機関及び市政運営上の意見交換等を行うため、学識経験者、市民等を構成員として、市長その他の執行機関が設けるものであって、次に掲げるもの以外をいう。

ア 関係者間の連絡調整の場となっているもの

イ 専ら施設の運営状況について意見等を求めるもの

ウ 専ら市民が主体となって運営するもので、事務局のみが本市に置かれているもの

(2) 所管課等 審議会等の庶務を所管する課、室、所又は局をいう。

(3) 所管課長等 審議会等の庶務を所管する課、室、所又は局の長をいう。

(4) 公募 審議会等の委員を市民から募集し、これに応募した者から選任することをいう。

(5) 法令等 法律、政令及び省令並びに条例及び規則をいう。

(公募の原則)

第3条 審議会等の委員（以下「委員」という。）の一部については、原則として、公募により選任するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、公募しないことができる。

(1) 緊急又は迅速に設置することを要する場合

(2) 所掌する事項が、木津川市情報公開条例（平成19年木津川市条例第7号）第5条各号に規定する事案を審議するものである場合

(3) 法令等の規定により委員の資格等が定められており、公募により委員を選任する余地のない場合

(4) その他極めて専門的な知識を要するなど、委員を公募することが適当でない認められる場合

2 任命権者は、前条の規定を勘案して委員の公募を行うことの適否を決定するものとする。

(公募委員の割合)

第4条 公募により選任する委員（以下「公募委員」という。）の割合は、委員の定数に対して、原則として1割以上とし、公募委員の人数は、任命権者が審議会等の設置の目的及び所掌する事項を考慮して定めるものとする。

(応募者の資格)

第5条 公募に応募することができる者の資格は、任命権者が審議会等の設置の目的及び所掌する事項を考慮して定めるものとする。

(公募の方法)

第6条 委員の公募にあたっては、次に掲げる事項について記載したパンフレット等を所管課等で閲覧に供するほか、広報紙、市のホームページ等を活用し、周知するものとする。

- (1) 審議会等の名称、募集の趣旨
- (2) 審議する事項及び委員の職務
- (3) 公募委員の人数
- (4) 委員の任期
- (5) 応募の資格
- (6) 応募の方法
- (7) 応募の期間
- (8) 選考の方法
- (9) 委員の報酬
- (10) 問い合わせ先
- (11) その他、周知することが必要と認められる事項

2 所管課長等は、公募の実施にあたってはあらかじめ周知するものとし、応募の期間は概ね10日以上で審議会等の設置の目的及び所掌する事項を考慮して定めるものとする。

(応募の方法)

第7条 公募委員の応募の方法は、所管課長等が定めた応募に関する申込書を提出することにより行うものとする。

(選考の方法)

第8条 公募委員の選考の方法は、申込書、小論文等による書類選考、面接、抽選等のうちから所管課長等が定めるものとする。

2 同一の者が、他の審議会等を兼務することができる審議会等の数は、3以内を原則とする。

3 所管課長等は、前項の規定による選考を実施する場合には、その選考の基準を定めて公平に行うものとする。

4 選考の結果については、速やかに、応募した者に通知するものとする。

(任期等)

第9条 公募委員の任期は、公募以外の方法により選任した委員の任期と同様とする。

2 公募委員の再任はできないものとする。ただし、補欠の公募委員として就任した場合で、残任期間が1年未満の場合は、任期終了後、次の任期に限り再任することができる。この場合において、前2条の規定は適用しない。

(補則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、公募に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。